

令和8年度

島根県職員（研究員）採用選考試験 受験案内

島根県人事課
〒690-8501 松江市殿町1番地
TEL (0852) 22-6844
島根県人事課ホームページ
<https://www.pref.shimane.lg.jp/jinji/>

- | | |
|------------|---|
| ○受付期間 | 令和8年4月24日（金）～5月22日（金）
郵送の場合は、5月22日（金）までの消印有効 |
| ○受付時間 | 午前8時30分～午後5時15分（土曜日、日曜日及び祝日を除く。） |
| ○第1次試験日 | 令和8年6月21日（日）～6月22日（月） |
| ○第1次試験合格発表 | 令和8年7月3日（金） |
| ○第2次試験日 | 令和8年7月31日（金） |
| ○最終合格発表 | 令和8年8月中旬（予定） |

島根県の産業振興を図るため、産業技術センターに勤務し、研究開発や県内企業の技術支援などに従事する人材を求めています。

〔デザイン分野〕

工業デザイン、地域デザイン、マルチメディアデザイン、グラフィックデザイン、人間工学、製品設計、ブランド開発、伝統工芸に関する研究開発や県内企業支援などの業務を担当します。

1. 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
研究員（デザイン分野）	1名	県の産業技術センター等に勤務し、研究開発や県内企業支援などの業務に従事します。

注（1）採用予定人員は、変更する場合があります。

2. 受験資格

- (1) 平成 2 (1990) 年 4 月 2 日から平成 17 (2005) 年 4 月 1 日までに生まれた人。性別、学歴及び国籍は問いません。
- (2) 上記(1)にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。
 - (ア) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - (イ) 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
 - (ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - (エ) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

3. 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	試験日	試験地及び試験場	合格発表
第 1 次試験	6 月 21 日 (日) ~ 6 月 22 日 (月) 受付時間 8:30~9:00 試験時間 9:30~	6 月 21 日 (日) 島根大学松江キャンパス (松江市西川津町) 6 月 22 日 (月) 島根県自治研修所 (松江市内中原町)	7 月 3 日 (金) 島根県人事課ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知します。
第 2 次試験	7 月 31 日 (金) (時間は第 1 次試験合格通知の際 にお知らせします。)	島根県職員会館 (松江市内中原町)	8 月中旬 (予定) に島根県人事課ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知します。

- 注 (1) 遅刻者は、試験開始後 60 分以降は受験できません。
- (2) 6 月 21 日に教養試験、専門試験、6 月 22 日に専門口述試験を行う予定です。
- (3) 6 月 22 日の試験時間は、6 月 21 日にお知らせする予定です。
- (4) 合格者の受験番号の掲示はインターネットでも行いますが、合格者に送付する試験結果の通知を必ず確認してください。(https://www.pref.shimane.lg.jp/jinji/)
- (5) 第 2 次試験は第 1 次試験合格者のみ受験できます。

4. 試験の種目、配点及び内容

区分	試験の種目	配点	内 容
第 1 次試験	教 養 試 験 (150 分)	160	公務員として必要な知識及び知能について、択一式による大学卒業程度の筆記試験を行います。出題数は 50 題で、出題分野は、社会、人文、自然、文章理解、判断推理、数的推理・資料解釈です。
	専 門 試 験 (60 分)	240	専門分野に関する基礎的な知識についての記述試験を行います。
	専 門 口 述 試 験	300	主に専門知識についての口述試験を行います。 ※試験の参考にするため、「自己紹介書 (所定様式)」を提出してください (必須)。 また、専門的な実績・経験等について自己 P R できる資料 (注) を提出してください (必須)。
第 2 次試験	面 接 試 験	1000	人物及び専門的知識についての面接試験を行います。

※ 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とします。

(注) 自己 P R できる資料の例示

- ・ 卒業論文、学術論文、解説、事業報告、著書、研究開発プロジェクト参加など、自分の専門分野を P R できるもの (発表資料のないものについては、要点をまとめたものを添付してください。)

5. 受験手続

- (1) 所定の申込書に必要な事項を記入し、(3)の提出書類を添えて、**島根県人事課(〒690-8501 松江市殿町1番地)**に直接持参するか郵送により提出してください。郵送する場合は、封筒の表に「**研究員申込**」と朱書きし、郵便局で**簡易書留郵便**にしてください。**簡易書留郵便によらない郵便の不着には対応できません。**
- (2) 受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、4月24日(金)から5月22日(金)までの午前8時30分から午後5時15分までです。郵送による場合は、5月22日(金)までの消印のあるものだけに限り受け付けます。
- (3) **提出書類**

提出書類	留意事項
令和8年度島根県職員(研究員)採用選考試験申込書(所定様式)	所定の様式を用いて、写真貼付欄に最近6か月以内に撮影した写真(上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm)を貼り付けてください。
自己紹介書(所定様式)	自筆で記入してください。
自己PRできる資料	写し(A4版サイズにしたもの)を1部提出してください。 なお、提出資料は返却しません。 提出できる資料は1人あたり3点までとし、1点につき5ページ程度までとします。2点以上資料を提出する場合は、クリップ留めによりそれぞれ明確に区分してください。
はがき(1部)	受験票として使用します。表面に受験者本人の郵便番号、住所、氏名を記載し、官製はがき以外は 85円切手を貼付 してください。 ※はがきの宛名には「様」と書いてください。
定形の封筒(長形3号)(1部)	試験結果通知に使用します。表面に受験者本人の郵便番号、住所、氏名を記載し、 110円切手を貼付 してください。 ※封筒の宛名には「様」と書いてください。

※ 障がいのある方で、受験上の配慮が必要な場合は、申込時にお知らせください。ただし、ご希望の内容によってはお応えできないことがあります。

6. 受験に当たっての注意事項

- (1) 受験票は、申込みを受けた際すぐに交付しないで、受験資格を審査し、受付締切後に郵送します。受験票が6月13日(土)までに到着しないときは、島根県人事課に照会してください。
- (2) 受験票には最近6か月以内に撮影した写真(上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm)を張り付けて試験の当日持参してください。**(写真がない場合は受験できません)**
- (3) 受験票についている受験番号控票は、試験結果確認のため必要です。受験票の交付を受けた後、本票を切り離し、合格発表まで大切に保管してください。(試験当時は受験票のみ持参してください。)
- (4) 第1次試験当日は次のものを持参してください。

持参するもの	留意事項
受験票	写真欄に最近6か月以内に帽子をつけないで上半身正面向きに撮った縦4cm横3cmの写真を貼ってください。
HB又はBの鉛筆(シャープペンシルも可)及び消しゴム	教養試験の答案の採点は機械により処理します。
ボールペン(黒)	受験資格確認書記入用
昼食	ゴミは持ち帰ってください。
時計	試験会場に時計がない場合がありますので、必要な人は持参してください。(時計機能だけのものに限る。)

7. 採用

- (1) 合格者は、原則として令和9年4月1日から「研究員」として採用されます。
- (2) 「2. 受験資格」を満たさない場合は、採用される資格を失います。

8. 試験成績の通知について

この採用選考試験を有効に受験した人には、次の区分に応じて試験成績をお知らせします。

	対象者	通知内容	通知方法
第1次試験	不合格者	総合得点、種目別得点、総合順位及び種目	合格発表日以降に、試験結果通知送付先住所へ郵送します。
第2次試験	合格者及び不合格者	目別に定めた基準を満たさなかった種目	

(第1次試験の合格者へは合格通知のみ送付し、第1次試験の成績は第2次試験の成績と併せて最終合格発表日以降に通知します。)

9. 給与

(1) 初任給

初任給は、経歴に応じて決定します。

(初任給の例※令和8年4月1日現在)

学歴	年齢	公務に有効な民間等経験	初任給月額
大学卒	22歳	0年	248,428円
	30歳	8年	309,026円
	35歳	13年	326,037円

(2) 昇給

通常の場合、年1回昇給します。

(3) 諸手当

扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給されます。

10. 個人情報の取扱い

本試験においては、個人情報を以下の目的で使用するために収集しており、それ以外の目的に使用することはありません。

- ①本試験に関する事務の実施
- ②今後の採用試験や募集活動のための資料作成（個人が特定できないように処理します。）
- ③最終合格者の採用に関する事務の実施

11. 問い合わせ先

受験手続、その他の試験についての問い合わせ先は、次のとおりです。

島根県総務部人事課 人事制度係 〒690-8501 松江市殿町1番地 TEL (0852)22-6844(直通) ※試験当日の連絡先 080-8985-8942
--